

第107号議案 長崎市公民館条例の一部を改正する条例
第111号議案 長崎市文化センター条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例施行規則等で規定するもの・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 4

教 育 総 務 部
令和7年9月

1 条例施行規則等で規定するもの

附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則等に規定する。

(1) コミュニティ活動施設（公民館（中央公民館を除く）、文化センター）

ア 附属設備使用料

区 分		現 行 (1時間につき)	改正案
コンセント（1口）		21円～63円	廃止 (貸室使用料に含むため)
冷暖房設備 会議室、研修室、和室、調理実習室、視聴覚室、講堂		31円～440円	
冷暖房設備 ホール		1,634円～5,500円	
ホール用グランドピアノ		374円～471円	630円
グランドピアノ調律料		1,414円	廃止
ピアノ		108円～324円	340円
拡声器具		21円～78円	90円
陶芸窯		220円	430円
舞台設備（一部）	ボーダーライト（1列）	126円	250円
	スポットライト	78円	40円
	プレーヤー	78円	30円

1 条例施行規則等で規定するもの

(1) コミュニティ活動施設（公民館（中央公民館を除く）、文化センター）

イ 減 免

（ア）方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	新設	減免率100%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	減免率100%	減免率100%

1 条例施行規則等で規定するもの

(1) コミュニティ活動施設（公民館（中央公民館を除く）、文化センター）

イ 減 免

（イ）方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
施設に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき	減免率50%	減免率50%	施設の設置目的に合致し、地域の学習に貢献できるため
本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない催し物に利用するとき	減免率50%	減免率50%	文化の振興を図る公共性が高い活動であるため
本市又は本市の機関が主催する行事で施設を利用するときの附属設備使用料	減免率100%	減免率100%	方針に基づく使用料共通減免適用分も踏まえ、現行を維持する